

埼玉県発行

目

次

○特定非営利活動法人の定款の変)久喜都市計画事業 更に係る公告 画書の縦覧 事業に係る環境影響評価調査計 工業団地周辺地区土地区画整理 (温暖化対策課) (県央振 (仮称) 興

)大規模小売店舗の新設に関する 更 (みどり再生推進室) (商業支援課)

○入間都市計画生産緑地地区の変

)大規模小売店舗の変更に関する 公示

○保安林の指定の解除予定

(森づくり課)

○富士見都市計画用途地域の変更 ○桶川都市計画 の案の縦覧 用 途地域の変更の (都市計画課)

Ξ.

案の縦覧

Ŧi.

 \bigcirc

五.

兀 兀

 \bigcirc \bigcirc

○灯油の購入 一十月・ 十一月分)

に関する一般競争入札公告 (経営管理課)

○久喜都市計画道路の変更の案の (都市計画課)

○久喜都市計 案の縦覧 用 途地域の変更の

○坂戸都市計画下水道事業の事業 計画の変更認可 (下水道 課

六

○ⅠC免許証記載内容確認装置の 賃貸借に係る落札者の公示

計

七

○収去した飼料等の試験結果の概

○開発行為に関する工事の完了公 要の公表 (農総研水田農業研究所)

七

能県土) 九

飯

(東松山県土) 九 九

 \bigcirc

 \bigcirc

0 \bigcirc

六 Ŧi. 準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 埼玉県告示第千百二十七号 公告する。 なお、当該申請に係る変更後の定款並 特定非営利活動促進法(平成十年法律

央地域振興センターにおいて備え置く方 予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 びに当該定款の変更の日の属する事業年 //www.saitamaken-npo.net/))により縦 法並びにインターネットを利用する方法 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県 〈埼玉県NPO情報ステーション (http: 県

覧に供する。

平成二十年八月十九日 埼玉県知事 上 田

清

司

申請のあった年月日 -成二十年八月八日

支援スマイルワーク 特定非営利活動法人の名称 (変更前) 特定非営利活動法人生活

支援スマイルワーク 代表者の氏名 (変更後) 特定非営利活動法人就労

この事業に係る関係地域が所在する市

同条第五項において 次のとおり申請書 兀 <u>Ŧ</u>i. 高年者向けの職業能力開発 デヴィーナ三〇五 定款に記載された目的 この法人は、障害者、 埼玉県鴻巣市大間三―一〇―二三ラ 主たる事務所の所在地

障害者、 ない。 境保全のための清掃活動を通じて、 めの講座の開設、 事業及び労働者派遣事業については、 ることを目的とする。但し、職業紹介 業・経済の発展と社会の安定に寄与す 会を創出するとともに、地域社会の環 動等の事業を行なうことで、 めの調査研究、 高齢者又は中高年者に限定し 就業情報収集 就業を促進させるた 高齢者又は中 ・形成のた 就業の機

埼玉県告示第千百二十八号

事業に係る環境影響評価調査計画書の提 おいて行われる久喜都市計画事業 定により、 出があった。 玉県条例第六十一号) 埼玉県環境影響評価条例 清久工業団地周辺地区土地区画整理 久喜市から久喜市の区域内に 第四条第二 (平成六年埼 二項の規 仮

届出の概要等

1

口

東松山市沢口町十四の

マミーマート東松山沢口町店 大規模小売店舗の名称及び所在地

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

り縦覧に供する。 出の概要等について、

平成二十年八月十九日

埼玉県告示第千百三十号

大規模小売店舗立地法

同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお

(平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による届

る。 覧の場所及び期間は、 町村並びに環境影響評価調査計画書の縦 次のとおりであ

成二十年八月十九日

関係地域が所在する市町村 埼玉県知事 上 田 清

司

菖蒲町、 久喜市、 鷲宮町 加須市、 騎西町、 白岡町、

環境影響評価調査計画書の縦覧の場

所及び期間

イ 場所

埼玉県東部環境管理事務所 埼玉県環境部温暖化対策課

騎西町町民生活課 加須市生活環境課

久喜市産業基盤推進課

菖蒲町住民税務課 白岡町生活環境課

> 口 期間

土曜日、 同年九月十九日 (金) まで (ただし、 平成二十年八月十九日 日曜日及び休日を除く。) (火) から

の午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第千百二十九号

百号) ので、 該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生 推進室において縦覧に供する る同法第二十条第二項の規定により の変更に係る図書の写しの送付を受けた 入間市から入間都市計画生産緑地地区 第二十一条第二項において準用す 都市計画法 (昭和四十三年法律第 当

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 田 清 司 鷲宮町町民生活課

大規模小売店舗の新設をする日

東松山市本町二丁目二番四十七号

株式会社

マミーマート

代表取締役社長

岩崎

大規模小売店舗において小売業を行う者

二 平成二十一年四月一日

千七百四十八平方メートル 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ホ

駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数 建物内駐車場 位置 図面省略

収容台数

七〇台

位置 図面省略 収容台数 合計 五六台

荷さばき施設の位置及び面

位置 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 図面省略 面積 一二四平方メートル

位置 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 図面省略 容量 一四立方メートル

午前九時から翌午前〇時 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前〇時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ŀ 届出年月日

埼玉県知事

上

田

清

司

平成二十年七月三十一日

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで 縦覧期間

埼玉県産業労働部商業支援課

縦覧場所

埼玉県川越比企地域振興センター

届出の概要等

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千百三十一号

出の概要等について、 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 項の規定による届

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

株式会社 大規模小売店舗の名称及び所在地 イトーヨーカ堂

東松山店

変更の概要 東松山市箭弓町一の十五の十三

口

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

(変更前

にあっては代表者の氏名変更

有限会社松山フォトサービス (退店) 他

四 社

(変更後

株式会社四五コーポレーション

他

四社

変更年月日

平成十九年 一月十七日

届出年月日

平成二十年八月五日

縦覧期間

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

届出の概要等

平成二十年八月十九日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 イトーヨーカ堂 東松山店

変更の概要

東松山市箭弓町一の十五の十三

口

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 二七一台

(変更後) 位置 図面省略 二六八台

ハ 平成二十一年四月六日 変更年月日

二 届出年月日

平成二十年八月五日

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 **天規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺** 県に

1 意見書提出期間 対し、

意見書の提出により、これを述べることができる。

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 埼玉県告示第千百三十二号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

 \blacksquare 清 司

埼玉県知事 上

-3 -

三 縦覧期間

縦覧場所 平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

兀

意見書の提出

埼玉県川越比企地域振興センター 埼玉県産業労働部商業支援課

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 0))地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

口

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千百三十三号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清

司

届出の概要等

大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名変更

(変更前

株式会社いなげや 他 社

(変更後)

株式会社いなげや 他 社 (一社退店) 飯野ビル (いなげや川越旭町店)

川越市旭町二丁目十二番地六

変更の概要

変更年月日

平成十九年十二月三十一日

二 届出年月日

平成二十年八月五日

縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

県に

埼玉県川越比企地域振興センター

四

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 意見書の提出 大規模小売店舗立地法第八条第二 一項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

イ 意見書提出期間 対し、意見書の提出により、

これを述べることができる。

県に

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千百三十四号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清 司

届出の概要等

1 飯野ビル 大規模小売店舗の名称及び所在地 (いなげや川越旭町店)

川越市旭町二丁目十二番地六

口 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 〇〇台

(変更後) 位置 図面省略

駐車場の出入口の数及び位置 (変更前) 位置

(変更後) 位置 図面省略 図面省略

三箇所 五箇所

平成二十一年四月六日

変更年月日

平成二十年八月五日 届出年月日

縦覧期間

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

一越比企地域振興センター

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

四 意見書の提出

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。)地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

意見書提出期間

平成二十年八月十九日から平成二十年十二月十九日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千百三十五号

の規定により告示する 定であるから、森林法 律第二百四十九号)第三十条の二第 次のように保安林の指定を解除する予 (昭和二十六年法

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 田 清 司

解除に係る保安林の所在場所 入間郡毛呂山町大字旭台百五 十の

> 十四、 の二十、百五十の二十三、百五十の二 の十五、百五十の十六、百五十の十七、 百五十の十三、百五十の十四、 十の八、百五十の十一、百五十の十二、 0) Ħ, 百五十の三、百五十の四、 百五十の六、 百五十の二十五、百五十の二十 百五十の十九、百五十 百五十の七、 、百五十 百五十 百五

> > 保安林として指定された目的 耕地の防風

三 解除の理 指定理由の消滅 由

埼玉県告示第千百三十六号

計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す る 同法第十七条第一項の規定により 号)第二十一条第二項において準用する 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 都市

平成二十年八月十九日

都市計画の種類及び名称 埼玉県知事 田 清 司

殿山の各

都市計画を変更する土地の区域 富士見都市計画用途地域 ふじみ野市西鶴ケ丘二丁目の 部、

井武蔵野の一部並びに亀久保字亀居の 緑ケ丘一丁目及び二丁目の各 部、 大

三芳町大字藤久保字東の一部

都市計画の変更の案の縦覧場所

県川越県土整備事務所、 み野市都市政策部都市計画課、 づくり環境部まちづくり推進課 埼玉県都市整備部都市計画課、 富士見市まち 三芳町 埼玉 ふじ

兀 縦覧期間

平成二十年八月十九日から平成一 +

年九月二日まで

埼玉県告示第千百三十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百

計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す 号)第二十一条第二項において準用する 同法第十七条第一項の規定により、 都市

平成二十年八月十九日 埼玉県知事 \blacksquare

清

司

都市計画の種類及び名称

都市計画を変更する土地の区域 桶川市上日出谷字宮、 桶川都市計画用途地域 字弥勒及び字

県北本県土整備事務所、 備部都市計画課 都市計画の変更の案の縦覧場 埼玉県都市整備部都市計画課、 桶川市都市整 埼玉

兀 縦覧期間

年九月二日まで 平成二十年八月十九日から平成二十

埼玉県告示第千百三十八号

号)第二十一条第二項において準用する 計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す 同法第十七条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百

平成二十年八月十九日

埼玉県知事 Ŀ 田 清 司

三・四・三号東停車場線、三・四 圏中央連絡自動車道、三・四・一号杉 加須線、三・四・六号内谷向割線、 号西停車場線、三・四・五号幸手久喜 戸久喜線、三・四・二号大宮栗橋線 都市計画の種類及び名称 久喜都市計画道路一・三・一号首都

(三・四・一号杉戸久喜線 都市計画を変更する土地の区域 十一号北中曽根子 二箇線

号前谷五領線、三・四・九号平沼和戸

四・七号青毛下早見線、三・四・八

線、三・四・十号篠津柴山線、三・四

イ 追加する土地の区域

口 び大字下清久字鶴ノ谷の各一部 早見字新田、大字下清久字屋敷前及 三丁目、本町四丁目、上町、大字上 削除する土地の区域 久喜市東四丁目、南四丁目、

 \equiv 県杉戸県土整備事務所及び久喜市建設 部都市計画課 都市計画変更の案の縦覧場所 埼玉県都市整備部都市計画課 埼玉

兀 縦覧期間

年九月二日まで 平成二十年八月十 九日から平成 一 十

埼玉県告示第千百三十九号

号 都市計画法(昭和四十三年法律第百 第二十一条第二項において準用する

計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す る 同法第十七条第一項の規定により、 都市

·成二十年八月十九

埼玉県知事 田 清 司

· 四

都市計画の種類及び名称 久喜都市計画用途地域

Ξ

三 県杉戸県土整備事務所 四丁目の各 都市計画の変更の案の縦覧場所 .南四丁目の一部 都市計画を変更する土地の区域 埼玉県都市整備部都市計画課、 久喜市上町の一部、 部、 東四丁目の一部並び 本町三丁目及び 久喜市建設部 埼玉

匹 縦覧期間

都市計画課

本町

年 九月二日まで 平成二十年八月十九日から平成二十

埼玉県告示第千百四十号

計画の変更を認可したので、 号)第六十三条第一項の規定により、 告示した坂戸都市計画下水道事業の事業 和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で 都市計画法 (昭和四十三年法律第 次のとおり 昭 百

平成二十年八月十 埼玉県知事 上 九 田

清

司

号の事業地に、坂戸市大字浅羽字 成十六年埼玉県告示第六百五十三

大字森戸字宿頭、字宿、

字

大字多和目字下狸穴、

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 施行者の名称

字下渡戸、字髙柳、字坂上、字天

大字四日市場字天沼、

字瀧ノ

都市計画事業の種類及び名称

ヶ島公共下水道 坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴

兀 1 汚水

収用の部分 変更なし

(2)

二年埼玉県告示第五百九十二号、 四年埼玉県告示第三百七十二 年埼玉県告示第二百六十六号、 県告示第三百九十九号、平成十五 千二百四十六号、平成十二年埼玉 十二号、平成十一年埼玉県告示第 平成六年埼玉県告示第二百十三 玉県告示第千二百四十九号、平成 第四百八十一号、昭和六十三年埼 八十二号、昭和六十年埼玉県告示 昭和五十五年埼玉県告示第千四 埼玉県告示第九十七号、昭和五 示第四百四十一号、昭和五十 四十九号、 昭和四十五年埼玉県告示第1 使用の部分 平成八年埼玉県告示第七百三 昭和四十八年埼玉県告 号 年

事業施行期間

諏訪、字東妻、けやき台、西坂戸 後、大字厚川字寺前、字清水、字 下、字諏訪ノ台、字花ノ木、字月

変更に係る事業地 平成二十六年三月三十 昭和四十五年三月十七日から 日まで

折五丁目、共栄町、

大字藤金字後 下池の台、

大字脚折字池の台、

谷、字宮裏において事業地を変更

を加え、坂戸市鎌倉町、 字仲道、字大下、字橋上、

鶴ヶ島市 字下前 神下、字北口、大字藤金字柴山、

若宮、字和田橋、

字蔵ノ前、

目、鶴ヶ島市大字脚折字上向、

丁目、西坂戸四丁目、西坂戸五丁 一丁目、西坂戸二丁目、西坂戸三

口

(1) 収用の部分 変更なし

雨水 する。

(2)昭和五十五年埼玉県告示第千四百 四年埼玉県告示第三百七十二号、 埼玉県告示第九十七号、昭和五十 四十九号、昭和四十八年埼玉県告 八十二号、 示第四百四十一号、昭和五十一年 昭和四十五年埼玉県告示第二百 使用の部分 昭和六十年埼玉県告示

平成六年埼玉県告示第二百十三 千二百四十六号、平成十二年埼玉 十二号、平成十一年埼玉県告示第 第四百八十一号、 玉県告示第千二百四十九号、 一年埼玉県告示第五百九十二号、 平成八年埼玉県告示第七百三 昭和六十三年埼 平成

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年七月に収去した飼料等の試験結果

栄養成分に関する検査

県告示第三百九十九号、平成十五

坂戸四丁目、西坂戸五丁目、

年埼玉県告示第二百六十六号、 西坂戸二丁目、 字東妻、けやき台、西坂戸一丁目、 字諏訪ノ台、 渡戸、字高柳、字坂上、字天沼、 字鳩、大字多和目字下狸穴、字下 号の事業地に坂戸市大字浅羽字上 成十六年埼玉県告示第六百五十三 大字厚川字寺前、字清水、字諏訪、 大字四日市場字天沼、字瀧ノ下、 宿、大字森戸字宿頭、字宿、字峰、 字花ノ木、字月後、 西坂戸三丁目、

> 共栄町、 において事業地を変更する。 字池の台、下池の台、脚折五丁目、 坂戸市鎌倉町、鶴ヶ島市大字脚折 字大下、字橋上、字下前を加え、 北口、大字藤金字柴山、字仲道、 島市大字脚折字上向、字若宮、 和田橋、字蔵ノ前、字天神下、字 大字藤金字後谷、字宮裏 字

埼玉県告示第千百四十一号

西 WTOに基づく政府調達に関する協定

鶴ヶ 決定したので、次のとおり公示する 平成二十年八月十九日

IC 免許証記載内容確認装置の賃貸

契約に関する事務を担当する部局の

埼玉県警察本部総務部財務局会計課

の適用を受ける調達について、落札者を

埼玉県知事 上 田

司

| "共

名称及び所在地

砂 3 丁目15番 1号 調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高

購入等件名及び数量 清

6

 \sim

痐

ယ

落札者を決定した日

鄂港区芝浦1丁目2番1号 NTTファイナンス株式会社 落札者の氏名及び住所 平成20年6月27日

東京

落札金額

34,738,200円

契約の相手方を決定した手続 ·般競争人札

平成20年5月16日 入札の公告を行った日

~1

の概要を次のとおり公表する。

平成二十年八月十九日

(昭和二十八年法律第三十五

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕

東京都中央区八重洲二 丁目4番11号	株式会社スエオカハー ベスト	1 米宗口凉口八幅毋汗通44番地	豊橋飼料株式会社千葉 工場 工業日本日本に縁治日		雪印種苗株式会社鹿島 工場	製造事業場等の名称 収 及 び 所 在 地 収			
行田市埼玉3351	H20.7.11 一、小、山、武 古 姓 子 今 牡	本庄市小島1117番 地		日高市大字鹿山 851—3		双 去 場 所	+ + A		
05 7 4 7 1		ブ	マルトほ乳期子豚用 人工乳ピギーウェー	ا ت	全開連配合飼料グレ	飼料の名称			
20.7	20 7		20.7		90 7	製造(輸入)年・月			
5.8		18.4	18.0 以上	13.9	13.5 以上	粗たみ 粗脂肪 消			
1.3		6.3	5.0 以上	2.8	2.0	粗脂肪%			
30.8		1.2	4.0 以下	4.7	10.0 以下	組繊維%	戝		
5.4		4.9	7.0 以下	3.4	以 寸 0.0	粗灰分	颗		
0.21 0.18		0.90 0.56	0.60 以上	0.15	0.15 以上	け かいうけん り ん 塩基性 本溶性 6 % % 窒素 窒素 8 %	許		
0.18		0.56	0.50 以上	0.53	0.40 以上	5 % 2	無		
						揮塩窒 発基 牡性素%	7111		
						水窒溶を生まる	0		
						生 水溶性 ペプシン 質 窒 素 消化率 %	類		
						TDN %	烟		
						TDN M E その % kcal/kg (水分			
	14.7		12.2		13.3	ルの の (分文) (分文)			
						童			
1		1		1		ı /TNH-			

治

参

720年	8月19日	1(火曜日)	垆	工	宗	辛 仅						į	第2(006	号										
				2		-											_									
ティーエム株式会社 千葉県市原市姉崎510― 1ナッソビーク103号	株式会社スエオカハーベスト スト 東京都中央区八重洲二丁 目4番11号	豐橋飼料株式会社千葉工場 場 千葉県市原市八幡海岸通 44番地	製造事業場等の 名称及び所在地	安全性に関する検査	2 3}	(注) 1 飼料の名称の	%知果固纸市只门吗 5 — 2 — 3	株式会社 KHS 貿易	—1ナッソビーク103 号	ティーエム株式会社 千葉県市原市姉崎510	来 京 都 径 区 亦 玖 0 一 1 一 20 国 際 赤 坂 ビ ル		E		—1ナッソビーク103 号	ティーエム株式会社 千葉県市原市姉崎510										
画	小山商事株式会社 行田市埼玉3351	豊橋飼料株式会社本庄 ストックポイント 本庄市小島1117番地	収去場		飼料の名称の欄中の「爂」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析の過不足量(絶対量)を示す。	Ξ		E H		回上		围		围												
F	社	社本庄	用		では、個では、個	计注解	7 1	- :	7 7 7	7	ミアム	カナダ・	No. 1	カナダ	1	t :										
愈本	飼料	匍芩	飼料又は飼料 添加物の区分		二十七条第一 別検査項目別		アノエスツ	1	アルファルファ		カナダチモシープレミアム		・チャー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・オー・ナー・ナー・オー・ナー・オー・ナー・オー・ナー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー		<u></u>											
オージへイ	US チモシー	ーウェーブ US チモシー	マルトほ乳期子豚用人工乳ピギーウェーブ	マルトほ乳ーウェーブ	マルトほ乳ーウェーブ	マルトほ乳	マルトほ乳	マルトほ乳	マルトほ乳ーウェーブ	マルトほ乳ーウェーブ	マルトほ乳	飼料又は貧		で上段に表	一貫を記る車	20.6		20.0	90.6	20.7	1	20.	9 0 7	20.7	30	
	1	期子豚用人	飼料又は飼料添加物の名称		不成分量、	十九, 李第 -	4.2		15.0 1		4.1 1		3.8		5.8											
		上型にず	の名称			- 直共1. <	0.5 31.7		1.5 23.9		1.2 28.8		1.3 30.9		1.8 20.0											
20.7	20.7	20.7	製 (輸入) 年・月		が指果を見	は第二十~	3.6		8.8 1		3.7 (4.0		7.1											
重	全重	重	講			※	0.17		1.08		0.11		0.13		0.18											
重金属―カドミウム、鉛、ひ素	重金属―カドミウム、3	重金属―カドミウム、3	颗 結果		下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当時でである。	第二十多第一項の規定に其づく規格滴合表示飼料である!	0.07		0.25		0.11		0.08		0.13											
許、ひ素	鉛、ひ素	鉛、ひ素	の競舞		が計画に対し、	排格滴 合表:																				
			畫		が選り、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	大な個別人な個別																				
					ر ا ا ا ا	" ~ ~ ~	ļ	13.9		17.7		14.0		13.5		19.2										
			冰		た場合当	するよ		9		7		0		Оп		2										

十成20千0月19日(八唯日) 一一	+IX		37 Z C	700 ₅
2	愛知県最浜市兵竹町 5-2-3 (注) 1 飼料又は飯ことを示す。	ティーエム株式会社 千葉県市原市姉崎510— 1 ナッソビーク103号 株式会社 KHS 貿易	双日株式会社 東京都港区赤坂6— 20国際赤坂ビル	回上
り	市兵竹町 5	1	1—	ш
一	り欄中の		H	H
図められなかった海中によべの 「開発区域に含まれる地域の名開発区域に含まれる地域の名開発区域に含まれる地域の名開発所で受けた者の住所及 開発許可を受けた者の住所及 上尾市大字壱丁目四二五番地上尾市大字壱丁目四二五番地上尾市大字壱丁目四二五番地 場子為に関する工事が完了	97		適本	置
一	法第二十七条第一項又は第	JL 7 7 JL	カナダチモシープレミ	カナダチモシー No.1
四三三二一で、計算三人開飯平検指平許平公	は第二十分		74	
	20.6	20.6	20.7	20.7
○ (本)	里金属一カドミワム、	-カドミウム、	重金属―カドミウム、	重金属―カドミウム、鉛、ひ素
「	20.6 ^{里金属一カドミワム、鉛、砂素} 		鉛、ひ素	鉛、ひ素
四及び 家 吟 治 一 、	適合表示飼料である			

三 の開発行為に関する工事が完了したの 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百 四 都市計画法 七の一部 第三十六条第三項の規定により、次 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十年八月十二 検査済証番号 平成二十年七月二 許可番号 平成二十年八月十九日 公告する。 開発許可を受けた者の住所及び氏名 平成二十年八月十二 検査済証番号 平成二十年七月二十二日 第二〇〇〇四七号 第二〇〇〇四五〇号 埼玉県東松山県土整備事務所長 比企郡嵐山町大字将軍澤三五七 比企郡嵐山町大字将軍澤字東方三五 第二〇〇〇四五号 第二〇〇〇三九〇号 (昭和四十三年法律第百 <u>十</u> 亀 日 日 日 井 清 司

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 林 比企郡吉見町大字久保田八〇六一一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

許可番号

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀 井

清 司

兀

隆浩

平成二十年八月十九日

十一号

の開発行為に関する工事が完了したの 号 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 次

> 検査済証番号 第一九〇一四六 平成二十年七月一日

で、 公告する。 平成二十年八月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

井 清 司

許可番号

第一九〇一七二〇号 平成二十年三月十一日

検査済証番号

平成二十年八月十二日

三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡鳩山町大字小用字明神山七四 第二〇〇〇四八号

兀 西山 比企郡鳩山町大字小用七四二—一〇 開発許可を受けた者の住所及び氏名 末男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田字宿南八〇

都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 次

 $^{\circ}$

埼玉県病院事業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり

般競争入札に付する。

平成二十年八月十九日

埼玉県病院事業管理者 伊 能

調達内容

(1) 購入等件名及び数量 灯油 JIS 1号 350,200 €

2 納入期間

平成20年10月1日から平成20年11月30日まで

(3) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センタ

入札方法

問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者 は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

平成二十年八月十二日

| の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

第二〇〇〇四九号

九—九四、七四九—一〇九 開発区域に含まれる地域の名称 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡鳩山町大字小用字明神山七四 比企郡鳩山町大字小用七四九—四

睿

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。た

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 競争人札参加資格 者であること

3 のA又はB等級に格付けされた者であること 格等に関する公示 (平成18年埼玉県告示第1543号) に基づき、「物品の販売」 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資

号) に基づく指名停止期間中でない者であること 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180

入実績を有すること。 国(公団を含む。)又は地方公共団体と、今回競争入札に付する物品等の納

入札書の提出場所等

並びに問い合わせ先 入札書の提出場所、 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-822-1748 (直通 埼玉県病院局経営管

. 人手手順 だし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

⑦ 埼玉県ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/)を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する

り口」を選択する 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 「入札情報公開システム」を選択する

Œ を選択する。 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」

 \mathcal{E} 「物品等」を選択する

「発注情報の検索」を選択する。

 $\widehat{\mathcal{H}}$

検索ボタンをクリックする

本人札案件を選択する

3

入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成20年8月29日(金)午前11時00分

(4) 入札・開札の場所及び日時 入札の場所及び日時

開札の場所及び日時 埼玉県病院局経営管理課 平成20年9月29日(月)午前11時00分

埼玉県病院局経営管理課 平成20年9月29日(月)午前11時30分

郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限 〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

(5)

平成20年9月26日(金)午後5時(必着) 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当

 $\widehat{\Box}$

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

入札保証金及び契約保証金

(2)

人札保証金

定に該当する場合は、免除する。 県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。) 第134条第2項の規 額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた

契約保証金

第2項の規定に該当する場合は、免除する 分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条 契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100

入札者に要求される事項

(3)

合は、それに応じなければならない。 い。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場 を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならな この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書
 (5) 契約書作成の要否
-) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 財務規程第136条に基づ

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

手続における交渉の有無

7

無(8) その他詳細は、入札説明書による。

Summary

 $^{(1)}$ Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosine JIS(No.1) 350,200 ℓ

(2) Time-limit for tender:11:00 a.m. 29, september, 2008.(bidding by registered

mail must be received by 5:00 p.m. 26, september, 2008)

(3) Contact Infomation: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitamashi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

発行日 毎 火曜日・金曜日 週 購読料金 年四万三 便 料 金 を 千 含 兀 む 。 。 百 発 行 者 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八—八二四—二一一一(代表) | /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 埼玉県報ホームページアドレス 印刷所 さいたま市南区別所三― 関 ○四八—八六二—二九○一 東 図 書 株 式

再生紙を使用しています。

---会 ---- 社